

## 一般競争入札説明書

沖縄県が発注する物品等の調達契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和7年1月17日

2 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター標準設置機器売買契約
- (2) 購入物品及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター標準設置機器 1式
- (3) 納入期限 令和7年3月31日（月曜日）
- (4) 納入場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市宇州崎5番8

3 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、一般競争入札参加申請書を申請期間内に次の場所に提出すること。（郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。）

- (1) 申込場所 沖縄県企画部科学技術振興課  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- (2) 申込期間 公告日から令和7年1月30日（木曜日）まで  
受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時

4 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日 令和7年2月5日（水曜日）午前11時00分
- (2) 入札場所 沖縄県庁舎7階第4会議室
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 令和7年2月4日（火曜日）までに簡易書留郵便により提出すること。

5 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札参加者資格 次の要件をすべて満たす者  
ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿の業種区分「種別32 精密機器類」に登録された者であること。  
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び入札参加申込書の提出日まで本県の指名停止処分等を受けていない者であること。  
ウ 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有すること。  
エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。  
オ 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 再度入札  
開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は原則として2回を限度とする。
- 8 入札保証金の額  
(1) 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる入札金額の100分の5以上とする。  
(2) 入札保証金は、一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。
- 9 入札保証金の納付方法  
沖縄県の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを入札書と同時に提出することとする。納付書の発行を希望する者は、令和7年1月30日（木曜日）までに沖縄県企画部科学技術振興課に入札保証金納付書発行依頼書（様式第4号）、債務者登録書（様式第7号）を提出すること。
- 10 入札保証金の免除  
入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和7年1月30日（木曜日）までに下記の内容を証明する書類を沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。(2)の場合は、業務実績証明書（様式第3号）を提出すること。  
(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合  
(2) 過去2年間における本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種かつ同規模の契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したと認められる場合
- 11 入札保証金の還付  
入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。
- 12 入札保証金の不還付  
落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。
- 13 入札保証金への利息  
入札保証金に代えて納付される小切手には、利息を付けないものとする。
- 14 契約の成立要件  
この入札に係る契約については、落札後に契約を締結するものとする。
- 15 入札説明書及び仕様書に対する質問は次により行うこととする。  
(1) 質問期限  
令和7年1月30日（木曜日）まで  
(2) 質問書（様式第1号）  
(3) 提出方法  
メール（aa012100@pref.okinawa.lg.jp）にて契約事務担当まで送信し、受信確認を行うこと。  
(4) 回答方法  
回答は、質問期限の翌日以降に当課ホームページに掲載する。